

HIRAKATA CITY

第 2 編

部 門 別 計 画

第2編 部門別計画

第1章 人と自然が共生する環境保全のまち

基本目標	基本方向	関連計画
人と自然が共生する 環境保全のまち	- 資源を循環させ環境を大切に にするまちをつくる - 健康に生活できる安全な環 境をつくる - 自然と仲よく暮らすまちを つくる	・枚方市都市計画マスタープ ラン ・枚方市環境基本計画 ・枚方市緑の基本計画 ・枚方市都市景観基本計画 ・資源循環型社会構築のため の枚方市一般廃棄物及び 適正処理基本計画 ・下水道整備5箇年計画

第1節 資源を循環させ環境を大切ににするまちをつくる

《基本方向》

市民・事業者・行政のそれぞれが、資源の大切さを認識し、ごみの発生抑制や再使用・再生利用（リデュース・リユース・リサイクル）に積極的に関わり、協力して、エネルギーを有効に活用できる資源を循環させ環境を大切ににするまちをつくりまします。

《施策の体系》

基本方向	施策目標
資源を循環させ環境を大切に にするまちをつくる	- 資源を循環させてごみを減らす - エネルギーを有効活用する - 環境保全のための体制を確立する

1. 資源を循環させてごみを減らす

（今、求められていること）

大量生産・大量消費を基調とする経済活動や生活様式が定着した現在、廃棄物は大量に発生しますが、一方で廃棄物の処理は益々困難になっています。

同時に、快適性や利便性を追求する生活様式は、地球規模で進行する環境汚染と密接に関連しています。

このような問題を解決するためには、従来のように排出された廃棄物の処理を行うだけでなく、廃棄物の発生をできる限り抑制するとともに、廃棄物を資源として循環させる社会システムの構築に取り組むことが求められています。

（取り組みの方向）

ごみの発生抑制を徹底するとともに、再使用・再生利用など多様な資源循環の輪を広げます。

- (1) ごみの発生抑制（リデュース）、資源の再使用・再生利用（リユース・リサイクル）を進める
- (2) 焼却ごみの半減化をめざす

2. エネルギーを有効活用する

（今、求められていること）

経済活動や市民活動のあらゆる局面がエネルギーに関係しており、供給から消費の段階で各種の環境負荷が発生しています。特に温室効果ガスの大部分は日常生活や事業活動のエネルギー使用に伴い排出されます。

この温室効果ガスの排出抑制のため平成10年（1998年）10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が施行され、国民、事業者、国、地方公共団体などすべての者の自主的、積極的な取り組みが求められています。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」が平成11年（1999年）4月から改正施行され、工場、建築物、個々の機器での省エネの強化や、エネルギーを使用するすべての者に対する合理的な使用が求められています。

環境負荷を低減し、持続的発展可能な社会を形成するためには、環境負荷の少ないエネルギー供給構造の形成やエネルギー消費の効率を向上させる取り組みが必要です。

（取り組みの方向）

持続的発展が可能な社会をめざし、エネルギーの有効利用やクリーンエネルギー^{*}の導入を進めます。

- (1) エネルギーの節約、効率的利用を進める
- (2) クリーンエネルギーの導入を推進する

3. 環境保全のための体制を確立する

(今、求められていること)

今日の環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の問題からごみ問題や自動車による大気汚染などの身近な地域の問題にまで広がり、それぞれの問題では複数の原因が輻輳し、さらに、加害者と被害者が地球規模で複雑に絡み合い、解決を一層困難にしています。

市民・事業者・行政が各々に取り組むことでは限界があり、それぞれの協働のもと総合的な視点で取り組んでいく必要があります。

また、さまざまな取り組みを進めるうえで、環境問題と自分たちの生活の関わりについて知ることが大切で、そのため環境学習・教育を進めていく必要があります。

さらに、地球環境の保全に貢献する新たな環境関連産業の育成も求められています。

(取り組みの方向)

市民・事業者・行政のそれぞれの責任と役割を明確にしながら、環境パートナーシップの推進や環境団体との連携、環境教育の充実等を進めるなど、環境保全のための体制を確立します。

特に行政は、ISO14001（環境マネジメントシステム）に取り組むなど、すべての活動に長期的かつ総合的な視点で環境視点を取り入れ、かつ、率先的に環境に配慮した行動を行います。

また、地球環境の保全に貢献する新たな環境関連産業を育成します。

- (1) すべての行政活動に環境視点を反映させる
- (2) 環境保全のための意識を高め、行動を強める
- (3) 新たな環境関連産業を育成する



第2節 健康に生活できる安全な環境をつくる

《基本方向》

大気や水、土壌や地盤の保全を図るとともに、静けさの確保、有害化学物質対策の推進に努め、すべての人々が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことのできるまちをつくります。

《施策の体系》



1. 澄んだ大気や清らかな水を確保する

（今、求められていること）

本市でも、工場・事業所等に対する各種公害規制に取り組み、産業公害については一般的に改善されてきましたが、自動車の排気ガスによる大気汚染や交通騒音、生活排水による河川水質汚濁などの都市・生活型公害はいまだに存在しています。きれいな空気や安心して飲むことのできるおいしい水を確保することは、私たちが安全で快適な生活を営むうえで非常に重要です。

また、近年、ごみの焼却処理に伴うダイオキシン類等有害化学物質の発生が重要な問題となっており、環境負荷の少ないごみ焼却施設が求められています。

（取り組みの方向）

市民が健康で安全で快適な生活が営めるように、大気や水質の環境改善やごみ焼却処理の環境負荷を軽減する取り組みを進めるなど、澄んだ空気や清らかな水を確保します。

- (1) 大気汚染や有害化学物質等による汚染の未然防止
- (2) 環境負荷の少ないごみ処理システムを整備する
- (3) 河川等の水質を改善する
- (4) 安全でおいしい水を供給する

2. 土壌の安全性や、静けさを確保する

(今、求められていること)

土壌は、人をはじめ生物生存の基盤として、また、物質の循環や生態系の維持などの重要な役割を担っています。農産物等の生産機能、水質浄化・地下水形成機能、多様な生態系の維持機能等、人の生活に密接に関係する土壌を保全することが求められています。

市街地の土壌汚染については、局所的な汚染が多く、顕在化することが少なかったのですが、近年、土地所有者による調査などによって判明する事例があり、調査や対策が必要です。

地盤沈下については、沈静化傾向にありますが、都市化の進展により地下水かん養機能が低下しています。地盤沈下はいったん発生するとその回復が困難であるため、現状の地盤環境の維持に努める必要があります。

また、騒音は日常生活に関係の深い公害問題であり苦情も多く、また、その発生源は多種多様ですが、工場、土木建築作業や近隣騒音の占める割合が大きくなっています。振動についても騒音に比べて苦情の件数は少ないものの、日常生活に関係の深い問題であり、的確な対応が求められています。

(取り組みの方向)

土壌汚染の未然防止と回復を図り、また、地盤沈下を防止するための取り組みに努めます。騒音・振動の実態に的確に対応し、生活環境の保全を図るための取り組みを進めます。

- (1) 土壌や地盤を保全する
- (2) 騒音や振動を防止する



第3節 自然と仲よく暮らすまちをつくる

《基本方向》

豊かな生態系を育む河川、里山など、現在残っている自然を保全するだけでなく、それをつないだ動植物の生息空間の創出を行い、人と自然がふれあって暮らせるまちをつくります。

《施策の体系》



1. 自然を保全する

（今、求められていること）

本市は生駒山地と淀川の上に位置し、大都市近郊でありながら山間地から低地まで、多様な自然を有しています。近年、本市においても急激な開発により自然が減少している状況にありますが、私たちには先人から受け継いだ自然を、より良好な状態に保ち、次世代に引き継ぐ責務があります。

また、これらの自然は、快適で魅力ある都市づくりのための重要な要素であり、その積極的な保全を進めていく必要があります。

（取り組みの方向）

豊かな生態系を育む河川、里山など、現在、残っている自然を保全し、次世代に引き継ぎます。

- (1) 里山など残された自然を保全する
- (2) 豊かな水辺空間をつくる

2. 身近な自然をつくる

（今、求められていること）

身近な自然は、私たちが快適な生活を送るうえで重要な要素であり、それらは「オープン空間（安心空間・防災空間）」「景観要素」「生物の生息空間」「地域らしさの演出（風景）」「環境保全」「学習・レクリエーション」といった多様な機能を持ち、私たちの生活にやすらぎと潤いを与えてくれます。

そのため、市民が気軽に自然とふれあい、親しめる場を創出していく必要があります。

（取り組みの方向）

身近な自然を創出するとともに、それらをつないだ動植物の生息空間の創出を行い、人と自然がふれあって暮らせるまちをめざします。

- (1) 緑地や公園など身近に親しめる自然をつくる
- (2) 自然空間のネットワーク化を図る



第2章 やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち

基本目標	基本方向	関連計画
やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち	- 快適でやすらぎのあるまちをつくる 「農」を守り、活かすまちをつくる - 人にやさしく安全な交通体系をつくる	・枚方市都市計画マスタープラン ・枚方市住宅計画 ・枚方市総合都市交通体系 ・枚方市地域防災計画 ・下水道整備5箇年計画 ・枚方市緑の基本計画 ・枚方市都市景観基本計画 ・枚方市農業振興基本方針 ・枚方市環境基本計画

第1節 快適でやすらぎのあるまちをつくる

《基本方向》

災害に強く、ゆとりのある住環境の形成を図るとともに、誰もが安心して生活できる、人にやさしい快適でやすらぎのあるまちをつくります。

《施策の体系》

基本方向	施策目標
快適でやすらぎのあるまちをつくる	- 快適な居住環境をつくる - 美しいまち並みをつくる - まちの安全を確保する - 都市の施設を安心して快適なものにする

1. 快適な居住環境をつくる

（今、求められていること）

市民は、環境や景観、安全など、身近な居住環境が整備されたまちに魅力を感じています。今後、人口が減少していくなか、都市間競争の激化も予想され、快適な居住環境を整備し、都市の魅力を高めることがまちづくりを考えるうえで大変重要となります。

一方、本市は、過去、急激な人口増加に伴う行政需要への対処に追われた結果、道路や下水道などの都市基盤整備にかかる課題が積み残されています。

また、宅地開発の動向からみても、大規模で良好な市街地開発が減少し、小規模分散型開発が増加しており、新たな無秩序な宅地開発が懸念されます。

このような課題に対応し、市民が定住したいと感じる快適な居住環境を整備することが重要です。

（取り組みの方向）

良質でゆとりある住宅地を形成し、道路、下水道などの生活を支える都市基盤を整備し、快適な居住環境をつくります。

- (1) ゆとりある住宅地を維持・形成する
- (2) 良質な住宅を確保し、居住水準の向上を図る
- (3) 快適な生活を支える都市基盤を整備する

2. 美しいまち並みをつくる

（今、求められていること）

市民は、まちづくりにおいて住環境のゆとりや落ち着き、自然の豊かさを求めるようになっていきます。そうしたニーズに応えるためには、景観面に配慮したまちづくり、個性と魅力あるまち並みをつくることが重要です。

また、美しいまち並みをつくるには、市民・事業者が不法な広告物の掲出をなくし、ごみの不法投棄やポイ捨てをしないと行った行動が求められます。

（取り組みの方向）

住環境のゆとりや落ち着きを感じることでできる、個性と魅力あるまち並みを形成するとともに、市民モラルを向上させてポイ捨てごみなどのない美しいまち並みをつくります。

- (1) 良好なまち並みを保全・形成する
- (2) ポイ捨てごみなどのない、きれいなまちにする

3. まちの安全を確保する

(今、求められていること)

安全で安心な生活を営めるまちをつくることは、まちづくりにとって非常に重要な課題です。

地震・風水害・火災等の災害による被害を最小限に抑えるため、建物の安全性の確保や災害の未然防止策を講じるなど、災害に強いまちづくりが求められています。

また、最近、さまざまな局面で社会不安が増す傾向にあり、地域の防犯力・防災力を高め、不安を解消することが快適でやすらぎのあるまちづくりにつながります。

また、大規模災害に備えて河川の改修や救援・救護体制を構築することや、あるいは病原性大腸菌O157のような感染症に備えるなどの危機管理が重要です。

(取り組みの方向)

市民が安全で安心な生活を営める防犯性・防災性の高いまちづくりを進めるとともに、災害時に被害を最小限にするシステムや体制づくりを進め、まちの安全を確保します。

- (1) 建築物の安全性を確保する
- (2) 火災・危険物事故等の被害を防ぐ
- (3) 大規模災害や感染症などへの備えを強める
- (4) 犯罪を防止する

4. 都市の施設を安心して快適なものにする

(今、求められていること)

大阪府では「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、駐車場などの施設を対象として、すべての人が安全利用できるように整備が進められています。

本市においても、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべての人が安全で快適に過ごせるように、まちのバリアフリー化を推進するとともに、その発展として、すべての人にとって安全で快適なまちとするユニバーサル・デザインによるまちづくりを進める必要があります。

また、高齢社会が進行することに伴い、亡くなられる方も増加するため、心やすらかに人を弔うことができるための基盤である火葬場を整備することが望まれています。

（取り組みの方向）

障害のある人もない人も、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できるノーマライゼーション社会の実現をめざして、まちのバリアフリー化を推進するとともに、その発展として、すべての人にとって安全で快適なまちとするユニバーサルデザインによるまちづくりをめざします。

また、心やすらかに人を弔うことができる基盤である周辺環境と調和した火葬場を整備します。

- (1) ユニバーサルデザインを推進する
- (2) 心やすらかに人を弔う基盤を整備する



第2節 「農」を守り、活かすまちをつくる

《基本方向》

安心で安全、新鮮な農産物の供給源として、また都市環境の観点から、農地を保全するとともに、市民と「農」の交流の推進により、「農」を守り、活かすまちをつくりま

《施策の体系》



1. 「農」を守る

（今、求められていること）

本市にはいまだ多くの農地が存在していますが、市街化の進展に伴い、農業の従事者や耕作面積、生産額は減少し続けています。

都市における農地は、新鮮な農産物の供給源としての機能にとどまらず、貯水・保水などの国土保全、地下水のかん養、自然環境の維持（水質浄化、大気浄化、生物の保護、景観の維持）、防災等の多様な機能を有しており、その保全と活用が求められています。

また、農業の従事者が減少していくなかで、「農」を守るための新たな担い手を確保することが重要です。

（取り組みの方向）

農地が持つ多様な機能を活かす「農」を振興するため、都市の貴重な自然空間である農地の保全を図り、新たな担い手を確保します。

- (1) 貴重な自然空間である農地の保全を図る
- (2) 「農」の担い手を確保する

2. 「農」を活かす

（今、求められていること）

市内に存在する農地は、市民に新鮮で安全な地元農業生産物を供給することができます。このことが、市民のふるさと意識の醸成にもつながります。

また、農地は、市民が土や生き物とふれあえる貴重な空間です。子どもから大人まで広い世代が「農」を体験することにより、「農」や環境について学習し、また、心身の健康づくり効果も期待できるため、身近な「農」を活用した取り組みが求められています。

(取り組みの方向)

農業生産物の地域内消費を進めるとともに、市民と「農」の交流を推進し、まちづくりに活かします。

- (1) 安全な地元農業生産物の地域内消費を進める
- (2) 市民と「農」のふれあいを促進する

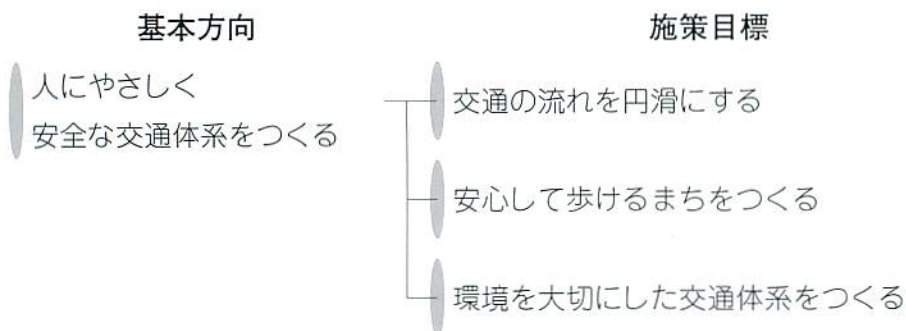


第3節 人にやさしく安全な交通体系をつくる

《基本方向》

都市活動の基盤としての道路整備を促進するとともに、福祉的側面や環境面にも配慮した、人にやさしく安全な交通体系をつくります。

《施策の体系》



1. 交通の流れを円滑にする

（今、求められていること）

本市では、市内幹線道路が慢性的に混雑しています。そこで、交通渋滞を解消するため、円滑な道路ネットワークの形成や交通需要のマネジメント、市域内移動の円滑化が求められています。

（取り組みの方向）

交通渋滞を解消し、円滑な道路ネットワークが形成されるように市内の道路網の整備を進めます。

また、交通混雑や交通渋滞解消に向けて、交通需要マネジメントを進めます。

- (1) 市内の道路網を整備する
- (2) 交通需要マネジメントにより交通渋滞を減らす

2. 安心して歩けるまちをつくる

（今、求められていること）

都市は人が生活する場であるという視点の重要性を再度確認し、障害者や高齢者をはじめすべての人が安全で快適に歩き、移動できる交通環境を整備する必要があります。特に、今後、高齢化が急速に進行するなかで、取り組みの強化が求められています。

（取り組みの方向）

すべての人が安全で快適に歩き、移動できる交通環境の整備を進めます。

- (1) 交通事故を減らす
- (2) すべての人に安全で快適な歩行空間を確保する

3. 環境を大切にした交通体系をつくる

（今、求められていること）

本市の公共交通は、京阪電鉄本線、京阪電鉄交野線、JR片町線（学研都市線）及び、京阪バス・京阪宇治交通がその役割を担っています。

今後、高齢社会の進行、またエネルギーの有効活用や環境保全の観点からも、マイカーに頼らずに市内を移動できる公共交通等の果たす役割が一層重要となります。

しかし、一方で交通渋滞によるバスの定時性阻害やバス運行空白地域の存在などの問題も抱えています。今後、これらの解消と、市民生活の質を向上させるため公共交通の利便性・快適性を向上させるとともに、^{*}コミュニティバスシステムや^{*}LRT（次世代路面電車）など、便利で環境と人を大切にした新たな時代の交通体系を構想する必要があります。

なお、環境に負荷をかけないという視点から、市内を徒歩や自転車により容易に移動できる施策も必要です。

（取り組みの方向）

バスや鉄道等の公共交通の効率性、利便性、快適性を高め、魅力ある公共交通を整備するとともに、自転車の利用を促進するなど、マイカーから他の交通手段への転換を進めます。また、コミュニティバスシステムやLRT（次世代路面電車）、^{*}スペシャルトラム（高齢者・障害者のための地域循環バスや小型バスによる予約型サービス）など、便利で環境と人を大切にした新たな時代の交通体系を市民・事業者とともに構想します。

- (1) マイカーから公共交通への転換を進める
- (2) 自転車の利用を促進する
- (3) 新たな時代の交通体系を構想する



第3章 魅力にあふれ、生き生きとしたまち

基本目標	基本方向	関連計画
魅力にあふれ、 生き生きとしたまち	- 魅力と活気にあふれるまちをつくる - 集客交流がひろがるまちをつくる - 時代の変化に対応した産業を興す	・枚方市歴史街道計画整備プラン ・枚方市地域情報化計画 ・枚方市テレトピア計画 ・枚方市産業振興ビジョン ・枚方市都市景観基本計画 ・枚方市環境基本計画 ・枚方市都市計画マスタープラン

第1節 魅力と活気にあふれるまちをつくる

《基本方向》

市内の自然環境・交通環境等の特性を活用し、本市の中心市街地である枚方市駅周辺地域や東部地域が枚方の「顔」となるような特色あるまちづくりを進めるとともに、広域幹線道路等都市間の交通ネットワークを整備します。また、市内にある大学の機能や学生の活力を生かした学園都市をめざすなど、魅力と活気にあふれるまちづくりを進めます。

《施策の体系》

基本方向	施策目標
魅力と活気にあふれる まちをつくる	- 人が集い、魅力あふれる中心市街地を形成する - 新しい東部のまちを形成する - 都市間の交通ネットワークを整備する - 活力ある学園都市をつくる

1. 人が集い、魅力あふれる中心市街地を形成する

（今、求められていること）

魅力にあふれ、生き生きとしたまちであるためには、自然環境、交通環境、居住環境など安全で快適な生活を送るうえでの根幹となるもののほかに、まちに魅力や活気が必要です。

特に都市の拠点、「顔」である中心市街地を活性化するためには、個性的な食・遊機能を伴った商業空間や文化機能等の複合的機能を備え、数多くの人々が集う、魅力あふれるまちづくりが重要となってきます。

（取り組みの方向）

都市の拠点、「顔」である枚方市駅周辺地域において、広域的な都市拠点であり、かつ集客交流拠点としての機能を有する中心市街地をつくります。

- (1) 広域的な都市機能を持つ中心市街地をつくる
- (2) 魅力ある集客交流拠点を整備する

2. 新しい東部のまちを形成する

（今、求められていること）

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区として位置づけられた氷室・津田地区では、先端的な研究・教育施設をはじめとする文化学術研究施設、研究開発型産業施設等の整備や住宅施設の計画が進められています。

この氷室・津田地区を中心とした東部地域では、人びとが住み・創造し・憩える21世紀の新しいまちとして、また、自然が豊富に残っているという地域特性を生かした緑あふれるまちとして、枚方の新たな「顔」となる特色のあるまちづくりが求められています。

（取り組みの方向）

東部地域において、枚方の新たな「顔」となり、自然環境と調和したアメニティ豊かで、研究環境が整ったまちづくりを進めます。

- (1) 学術研究機関の集積を進める
- (2) 里山を保全し、緑あふれるまちづくりを進める
- (3) 自然環境を活用した交流拠点を整備する

3. 都市間の交通ネットワークを整備する

（今、求められていること）

第二名神自動車道や第二京阪道路といった国土幹線道路や広域幹線道路は、都市間をつなぐ交通ネットワークとして都市間交流を活発にし、市に新たな活力を生み出すとともに、市民生活圏の拡大につながるものであり、沿道環境対策を行いながら整備を促進することが求められています。

（取り組みの方向）

第二名神自動車道や第二京阪道路といった広域幹線道路等の整備を促進し、都市間の交通ネットワークの構築を進めます。

- (1) 広域幹線道路網の整備を促進する
- (2) 広域幹線道路を活用した都市間バス路線を充実する

4. 活力ある学園都市をつくる

（今、求められていること）

現在、本市にはそれぞれ特徴のある6大学が立地しています。これらの大学の存在は、枚方の個性であると同時に、「地域の文化環境の向上」、「若者・大学関係者による人口増加」、「生涯学習体制の整備」等の効果が高く、これら大学の持つ地域効果や学生の活力を生かしたまちづくりの展開が求められています。

特に、学園都市として産・学と行政の連携によって地域活力を生み出すことや、大学の若者の活力を地域のまちづくりに生かすことが求められています。

（取り組みの方向）

市内にある大学の機能を生かした産・学と行政の連携によるまちづくりや、若者の活力を生かした活気あふれるまちづくりを展開します。

- (1) 産・学と行政の連携を強め、地域の活力をつくる
- (2) 若者の活力をまちづくりに生かす

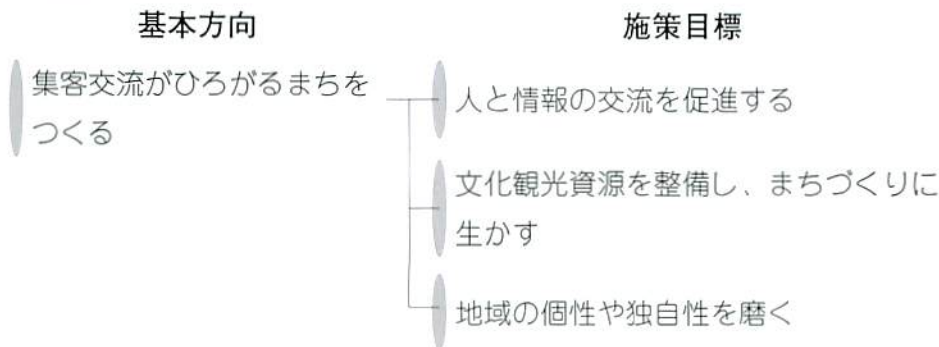


第2節 集客交流がひろがるまちをつくる

《基本方向》

歴史、文化、自然、アメニティ・商業施設などあらゆる観光資源を活用した個性あるまちづくりを行い、枚方らしさやふるさと意識の醸成を図るとともに、イベントの開催や情報の発信を通じて市民同士、市民と来街者との交流促進をめざします。

《施策の体系》



1. 人と情報の交流を促進する

（今、求められていること）

本市は、国内では北海道別海町・高知県中村市・香川県塩江町・沖縄県名護市の4都市、海外では中華人民共和国の上海市長寧区・オーストラリアのローガン市の2都市との間で友好都市提携を結び、文化やスポーツ、青少年の相互交流を実施しています。

今後、本市の市民文化をはじめとしたさまざまな情報発信機能を強化し、友好都市のみならず周辺都市を含めた地域内外の交流を促進することが求められています。

（取り組みの方向）

市民が主人公の交流を深めるとともに、イベントの開催や情報の発信による地域内外の交流促進をめざします。

- (1) 地域内外の交流を促進する
- (2) 情報発信機能を強化する

2. 文化観光資源を整備し、まちづくりに生かす

（今、求められていること）

本市では、歴史テーマとして「くらわんか舟と枚方宿のまち」を設定し、これに基づく地域づくり・まちづくりの展開として、歴史街道モデル事業や市内歴史文化資源を活用した観光ルートの整備等による歴史を活用したまちづくりの取り組みが行われています。

また、現在、国において市内西部を流れる淀川を利用した水上交通の基盤づくりが進められていることから、これらの施設を観光面で積極的に活用していく必要があります。

一方、本市には河内そうめんや酒造業といった伝統産業がありますが、近年、その操業環境は悪化しており、これら伝統産業を後世に伝えることが求められています。

（取り組みの方向）

歴史街道モデル事業等の取り組みを進めるなど、歴史文化資源、伝統産業等を生かしたまちづくりを進めます。

- (1) 歴史資源などを活用し、集客機能を高める
- (2) 伝統産業の育成・活用を進める

3. 地域の個性や独自性を磨く

（今、求められていること）

本市には、数多くの歴史文化資源が市内に残っています。また、近世以前のものだけではなく、香里団地など独自の市民文化の基礎となった現代のものにも、歴史文化資源と捉えるべき数多くのものがあります。それらは、それぞれの地域に住む人々に、自らの地域に対する誇りや愛着をもたらし、地域への誇りや愛着は、全市的なまちづくりへの参加やまちの活気につながるものです。しかし、都市化・近代化が進むなかで、消えていくものが増えているのが現状です。

そこで、市内の各地域において、それぞれの歴史文化資源や特性を大切にした個性ある地域づくりを進めるとともに、ふるさと意識を醸成し、まちと人のつながりだけでなく、人と人のつながりを豊かなものにする必要があります。

（取り組みの方向）

地域の歴史や個性・独自性を生かしたまちづくりを進めるとともに、「ふるさと意識」の醸成を図ります。

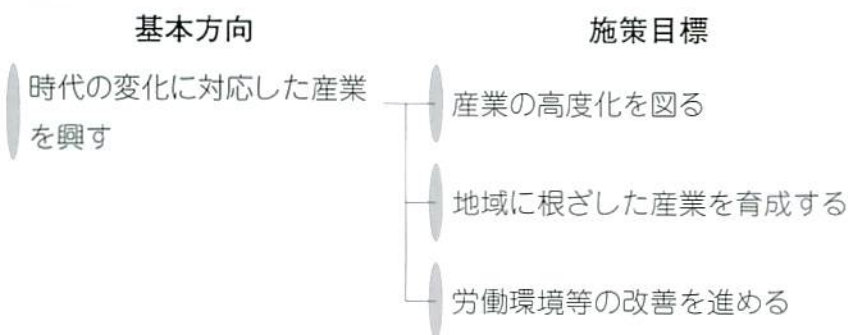
- (1) 歴史を大切にしたまち並みの整備など個性ある地域づくりを進める
- (2) ふるさと意識の醸成を図る

第3節 時代の変化に対応した産業を興す

《基本方向》

既存産業の高度化・サービス化を含めて新時代の産業形成を図るとともに、企業とそこに働く人々が生き生きとし、地域との連携を深めながら発展していくまちづくりをめざします。

《施策の体系》



1. 産業の高度化を図る

（今、求められていること）

雇用の受け皿となる産業は、まちの活性化に不可欠です。本市においては、工業団地が大きな役割を担ってきましたが、バブル経済崩壊以降の経済情勢の変化や、都市化の進展による工場周辺での市街地環境への配慮など、外的条件が厳しくなり、産業構造上、製造業が占める割合が低下してきました。

また、本市の工業を企業規模別にみると中小規模の事業所が多くなっています。これらの事業所は下請け企業としての性格を担っているものが多く、社会経済情勢の悪化に対してすぐに大きな影響を受けやすく、経営基盤の自立性に乏しい状況です。これらの企業の経営健全化、経営基盤の強化が求められています。

（取り組みの方向）

既存工業については周辺環境に配慮した操業環境の維持に努めるとともに、知識集約型・高付加価値型の企業創出に向けた産業の仕組みづくりやベンチャーの起業促進などを進め、産業の高度化を図ります。また、産業の高度化とあわせて経営基盤の強化を図ります。

- (1) 高付加価値型産業への転換を促進する
- (2) ベンチャーの起業を促進する
- (3) 経営基盤の強化を図る

2. 地域に根ざした産業を育成する

（今、求められていること）

住民自らが地域活動に取り組み、コミュニティにある問題の解決や生活の質の向上を図りつつ、地域雇用を拡大するコミュニティビジネスが、地域を元気にし、新たな産業を創出するという視点で注目されています。福祉、環境、地域情報化など、地域に立脚する事業分野における産業を活性化させることを地域の重要な課題として位置づけることが重要です。

地域における商業環境については、零細な小売店は、景気の影響以外にも店舗としての魅力不足、後継者難といった問題を抱えており、沿道型等の新規大型小売店の比重が高まっています。しかし、高齢化が進展するなかで、身近な地域における商業集積等の生活基盤が必要であり、新たな取り組みが必要となっています。

また、既存工場等の操業基盤を整備することは、地域経済の安定につながるため、それらの取り組みを進めることが重要です。

（取り組みの方向）

地域のなかに新しいコミュニティビジネスを起こし、地域の活性化を図るとともに商業環境や工場等の操業基盤を保全し、地域経済の安定化を図ります。

- (1) コミュニティビジネスなど地域立脚型産業の創出を促進し、地域雇用を拡大する
- (2) 地域に根ざした商業集積・商業活動を育む
- (3) 工場等の操業基盤を保全する

3. 労働環境等の改善を進める

（今、求められていること）

景気の低迷、社会経済情勢の悪化により、就職難や失業者の増大など勤労者を取り巻く雇用環境は厳しい状況にあります。

また、国際的に見ても、長い労働時間が、ゆとりある暮らしや、男女共同参画社会の実現を阻害する要因になっています。同時に産業構造のサービス化、高度情報化の進展に伴い労働環境の変化が進んでいることや、労働に対する価値観の多様化に伴って個人の自己実現の欲求が高まっていることから、自己啓発のための環境整備も求められています。

（取り組みの方向）

時代の変化、市民ニーズに合わせた労働環境等の改善を進めます。

- (1) 労働環境の改善を進める
- (2) 勤労者の福利厚生を充実する

第4章 健康で心豊かな自立と共生のまち

基本目標	基本方向	関連計画
健康で心豊かな自立と共生のまち	- 人が心豊かに共に生きるまちをつくる - 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる	・ 人権教育のための国連10年枚方市行動計画 ・ ひらかた高齢者保健福祉計画21 ・ 枚方市障害者基本計画 ・ 枚方市母子保健計画 ・ 枚方市男女共同参画計画 ・ 枚方市環境基本計画

第1節 人が心豊かに共に生きるまちをつくる

《基本方向》

国境を越えてさまざまな人が出会い、ふれあって理解を深め、差別や暴力がなく人権が尊重されるまちをつくとともに、地域コミュニティやボランティア・NPO活動を通じて人と人が支え合う共生社会の実現をめざします。

《施策の体系》

基本方向	施策目標
人が心豊かに共に生きるまちをつくる	- 国際化を推進し、平和な社会の実現に貢献する - 差別や暴力をなくし、人権を尊重する - 人と人との支え合いをひろげる

《施策目標》

1. 国際化を推進し、平和な社会の実現に貢献する

（今、求められていること）

人、モノ、カネ、情報が国境を越えて自由に、大規模に移動する国際化が進展し、世界が瞬時に影響し合う時代を迎えています。国際社会、地球社会といった概念が一般化しつつある状況にもかかわらず、未だに人類の生存を脅かす大量の核兵器が廃絶できないのは、極めて憂慮すべき事態です。

本市においては、昭和57年（1982年）に大阪府内で初めて非核平和都市宣言を行い、核兵器の廃絶を求める取り組みを進めてきましたが、引き続き核兵器の廃絶を希求するとともに、異なった生活や文化を互いに認め合う国際理解を促進するため国際的な交流機会を増やす必要があります。

また、国際的な視野を広げ、自分たちの考えを明確に伝え、行動していく能力を養っていけるように教育の国際化を促進すると同時に、外国人市民が地域社会の一員として暮らしやすいまちにする仕組みを整えることが必要です。

（取り組みの方向）

国際化を推進し、平和な社会の実現に貢献するため、核兵器の廃絶を希求するとともに、異なった生活や文化を互いに認め合う国際理解を促進するため、国際的な交流機会を増やします。また、本市に在住する外国籍の人々が市民の一員として共存できる、暮らしやすいまちづくりを進めることが必要です。

- (1) 核兵器の廃絶と平和な社会の実現に取り組む
- (2) 交流機会を増やし、国際理解を深める
- (3) 外国人市民が地域社会の一員として暮らしやすいまちをつくる



2. 差別や暴力をなくし、人権を尊重する

（今、求められていること）

国際連合は、真の世界平和と秩序のキーワードが「人権」とであると認識し、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間に、「人権教育のための国連10年行動計画」を展開しています。

我が国でも、今なお、部落差別をはじめ、障害者、在日外国人、女性等に対する種々の偏見や差別が根強く存在しており、最近では、児童虐待や近親者間での暴力（ドメスティック・バイオレンス）といった人権侵害事象の深刻さが指摘されています。また、今後、行政の情報公開を進めていくうえにおいては、個人情報保護の問題も同時に考えていかなければなりません。特に、パソコン通信やインターネットを利用した人権侵害も現れています。すべての人が人としての尊厳を重んじられ、人権が尊重される社会をつくることが極めて重要です。

本市では平成5年（1993年）に人権尊重都市宣言を行い、また、平成11年（1999年）には「人権教育のための国連10年枚方市行動計画」を策定し、人権啓発活動を展開してきました。今後、一層の人権意識の高揚を図るとともに、子どもや女性などに対する暴力を防止し、被害者を支える仕組みをつくる必要があります。

（取り組みの方向）

差別や暴力をなくし、人権を尊重する社会を築くため、人権意識の高揚を図るとともに、子どもや女性などに対する暴力を防止し、被害者を支える仕組みをつくります。

- (1) 人権を尊重し、出生・性別・身体状況などによる差別をしない人や仕組みをつくる
- (2) 子どもや女性などに対する暴力を防止し、被害者を支える
- (3) 個人情報保護の取り組みを進める

3. 人と人との支え合いをひろげる

（今、求められていること）

都市化・核家族化の進行とともに、地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変化し、市民の地域社会に対する帰属意識は希薄なものとなってきました。しかし、少子・高齢化が進む中で、人が他者の支えを必要とすることは、今後、益々増えると思われます。

一方、行政サービスによる扶助は、財政的な理由により拡大に限界があり、また、人が地域の中で生きていくためには、これからは地域コミュニティにおける相互扶助（共助）が重要性を増すことになります。そこで、地域自治組織やNPO・ボランティア活動を促進することが必要です。

（取り組みの方向）

人と人との支え合いをひろげるため、地域自治組織やNPO・ボランティア活動による相互扶助を促進します。

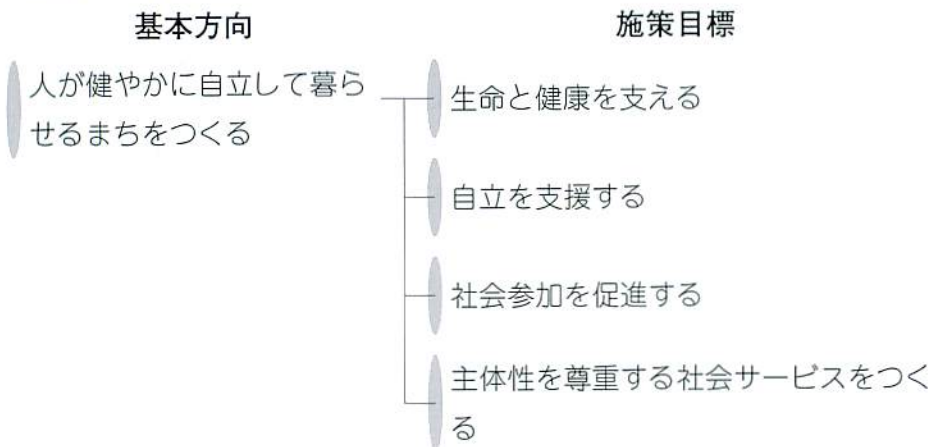
- (1) 地域コミュニティにおける相互扶助を促進する
- (2) NPOやボランティア活動による相互扶助を促進する

第2節 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる

《基本方向》

人が、良好な健康状態を保ち、自らの主体的な意思に基づいて、生き生きと活動し、社会に参加できるまちを実現するため、多様な社会的支援を整備します。

《施策の体系》



《施策目標》

1. 生命と健康を支える

（今、求められていること）

私たちが生き生きとした社会生活を営んでいくためには、疾病などの予防・早期発見・治療、健康の保持・増進によって、心身の健康状態を良好に保つことが重要です。

本市においては、平成6年（1994年）に健康・福祉都市宣言を行い、市民が安心して健やかに暮らせるためのさまざまな施策を実施し、市民の健康意識の高揚と健康づくりの推進に努めてきました。

現在、高齢化率の上昇、疾病構造の変化、医療費総額抑制の必要性の高まりなどを背景として、医療保険制度が大きく転換しつつあります。高度救急医療や高度専門医療体制の整備をはじめ、かかりつけ医と地域の中核病院との連携を強化すること、及び治療から疾病の予防、健康の保持増進への転換などの取り組みを進める必要があります。

（取り組みの方向）

高度救急医療体制をはじめ、疾病の程度に応じた適切な医療が提供できるよう医療基盤の整備を促進するとともに、市民の生涯にわたる健康を増進します。

- (1) 適切な医療基盤の整備を促進する
- (2) 高度救急医療体制の整備を促進する
- (3) 市民の健康を増進する

2. 自立を支援する

（今、求められていること）

人は、病気や加齢などさまざまな原因によって心身の機能が低下します。しかし、そのような状態になっても、個人としての日常生活における活動ができる限り制約されないで生き生きとした生活を送ることができるよう、困難の程度に応じて、社会的に支えることが必要です。

本市では、平成8年（1996年）、障害のある人も、障害のない人もすべて同様にその尊厳と権利が尊重されなければならないという考えに基づいて「枚方市障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションの理念に基づく社会を実現することを目指して取り組みを進めてきました。

また、平成12年（2000年）、利用者本位のサービス体制の確立とあわせて、個人の尊厳や選択の自由の尊重を基本理念とし、総合的かつ効率的にサービスを提供することにより高齢者の自立を支援するため、介護保険制度が開始されました。本市では、介護保険制度の導入を契機に総合的な高齢者保健福祉制度の確立に向けた施策を推進するため「ひらかた高齢者保健福祉計画21」を策定しました。

今後、高齢者や障害者、その他さまざまな支援が必要な人たちに対して、活動を支え、自立を支援することが求められています。

（取り組みの方向）

高齢者や障害のある人、その他支援が必要な人たちの活動を支え、自立を支援します。

- (1) 高齢者の自立を支援する
- (2) 障害のある人の自立を支援する
- (3) 支援が必要な人たちの生活を支える

3. 社会参加を促進する

（今、求められていること）

高齢化が進行するなか、社会の活力を維持し続けるためには、生涯を通して人が持つ能力を発揮して、生きがいをもって社会に参加できるようなまちづくりや体制づくりが必要です。

また、障害のある人もない人も、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できるノーマライゼーション社会の実現をめざさなければなりません。

さらに、固定的な男女の役割分担意識にとらわれるのではなく、社会のあらゆる場面に男女が共に参加し、役割を果たす社会をつくる必要があります。

このように、誰もが社会に参加することを可能とするために、社会のなかにある阻害要因を減らし、参加を促進する取り組みを進める必要があります。

(取り組みの方向)

高齢者や障害者が自らの意思に基づいて行う社会参加を促進します。

また、男女が固定的役割分担意識にとらわれず、社会のあらゆる場面に参加することができるための基盤整備を促進します。

- (1) 高齢者の社会参加を促進する
- (2) 障害のある人の社会参加を促進する
- (3) 男女の共同した社会参加を促進する

4. 主体性を尊重する社会サービスをつくる**(今、求められていること)**

人が、自らの主体的な意思に基づいて、良好な健康状態を保ち、生き生きと活動し、社会に参加することを支える多様な社会的支援については、個々人の主体的な選択や尊厳が確保されなければなりません。

そのために、保健・医療・福祉などのサービスの情報を的確に提供し、市民がさまざまな問題について気軽に相談できるような体制づくりが求められています。

また、本市では、平成12年（2000年）、福祉保健サービスに対する不満や苦情を受けとめ、公正・中立な立場で調査し、解決を図る第三者機関である「福祉オンブズパーソン制度」を確立しました。引き続き、このような社会サービスの利用者の権利を守る仕組みを充実する必要があります。

(取り組みの方向)

市民がさまざまな社会サービスを主体的に利用できるよう情報提供体制を整備するとともに、相談機能の充実を図ります。また、苦情を受けとめ、利用者の権利を守る仕組みを整備します。

- (1) 相談支援の体制を充実し、選択に必要な情報を提供する
- (2) 苦情を受けとめ、権利を守る仕組みをつくる



第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち

基本目標	基本方向	関連計画
ふれあい、学びあい、 感動できるまち	- 自他を生かす力を持つ子どもたちを育む - 学び続けるよろこびのあるまちをつくる - 出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる	・枚方市子ども育成計画 ・枚方市環境基本計画

第1節 自他を生かす力を持つ子どもたちを育む

《基本方向》

子どもたちが個性豊かに育つよろこび、生きるよろこびを実感できる生活を実現するとともに、家庭と地域社会に開かれた学校園づくりのなかで、それぞれの教育力の向上を図り、社会の未来を担う子どもたちの自他を生かす力を育む、教育によるまちづくりをめざします。

《施策の体系》

基本方向	施策目標
自他を生かす力を持つ 子どもたちを育む	- 乳幼児の健やかな成長を支える - 児童・生徒の学ぶよろこびを育み、生きる力を養う - 子どもたちを育む地域・教育環境を整える

1. 乳幼児の健やかな成長を支える

（今、求められていること）

少子化、核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域や家族の連帯感の希薄化など、子どもを生み育てる環境は大きく変化しており、親の子育てに対する不安が増大している現状があることから、子育てにかかわる人たちが健やかでいられるためのネットワークが必要です。

次世代を担う子どもたちを健全に育てるため、子どもが生活を通じて自分で考え、自分で行動しようとする保育環境づくりなど、乳幼児の健やかな成長を支える仕組みづくりが求められています。

また、多様化する社会において、個性を尊重しつつ、自他を生かすという視点に立った主体性と社会性を養う乳幼児教育を進めることが求められています。

（取り組みの方向）

子育てにかかわる人たちが健やかでいられるための人や情報のネットワークをつくるとともに、乳幼児の健やかな成長を支えるための、健康づくりや保育を進め、子どもの個性を尊重し、主体性のある心豊かな人間を育みます。

- (1) 子育てにかかわる人や乳幼児の健康を守り、育む
- (2) 乳幼児が元気で伸びやかに育つ保育を行う
- (3) 個性を尊重し、主体性を養う乳幼児教育の向上を図る

2. 児童・生徒の学ぶよろこびを育み、生きる力を養う

（今、求められていること）

次世代を担う子どもに必要なものは、まず、社会性と学習の基礎・基本を身につけることです。一人ひとりの子どもが基礎学力を習得するとともに、社会の一員として自らの責任を自覚して参加することができるようになるため、主体的に自他を生かすことができる力を身につける必要があります。

そして、社会の変化に対応できる適応能力や、創造力の基礎を培うために、子どもが主体的に学ぼうとする意欲を醸成することが必要であり、同時に、健やかな身体と心が育まれるような環境の整備が求められています。

また、情報化・国際化など新しい社会に適応する能力を高めるための環境づくりが求められています。

(取り組みの方向)

子ども自身が主体的に自他を生かす力を育成し、人格の形成に努めることができる力を養うとともに、基礎学力の習得を促します。

また、個性を伸ばす教育や健やかな身体、心を育む環境づくり、新しい社会への適応能力を高める環境づくりを進め、児童・生徒の学ぶ喜び、生きる力を養います。

- (1) 児童・生徒の自他を生かす力を育み、社会参加を進める
- (2) 児童・生徒の基礎学力の習得を促し、個性を伸ばす教育を行う
- (3) 児童・生徒の健やかな身体と豊かな心を育む
- (4) 情報化・国際化など新しい社会への適応能力を高める

3. 子どもたちを育む地域・教育環境を整える

(今、求められていること)

少子化、核家族化の進行、また地域社会の連帯感の希薄化などにより、家庭や地域の子育て機能が低下し、子育てをめぐる不安や孤立感から育児不安が増加しており、地域における子育て支援が求められています。また、子ども同士の交流の機会が減少し、子ども自身の健やかな成長にとってさまざまな問題が生じています。そこで、安心して出産や育児ができ、子育てをしながら働いたり、社会活動を可能とする環境づくりが求められています。

こうした状況のもと、本市では、平成10年（1998年）に子どもに関する総合的な施策体系を示す「枚方市子ども育成計画」を策定し「子どもの成長を支え、子どもの利益が最大限尊重されるまちづくり」「安心して子どもを産み育てることができるまちづくり」をめざし施策の充実に努めてきました。

また、学校園については、新たな教育課題に答えられる人材の育成や施設の充実を行なうなど、引き続き教育環境を整備するとともに、児童・生徒数が減少するなか、余裕教室を活用した子育て支援や地域コミュニティの活動の拠点、福祉活動や生涯学習の場、災害時の避難や備蓄倉庫としての新たな役割も求められています。これらのニーズに対応した学校園づくりを進めることで交流の場を増やし、地域に開かれた学校づくりを進める必要があります。

(取り組みの方向)

すべての子どもが家庭や地域で健やかに成長できるよう、子どもたちを育む地域・教育環境を整えます。

- (1) 障害のある子どもたちの成長を支える
- (2) 地域に開かれ、充実した学校園をつくる
- (3) 子どもたちを育む地域社会をつくる
- (4) 家庭での子育てを支える

第2節 学び続けるよろこびのあるまちをつくる

《基本方向》

だれもが自分の能力・感性を十分に発揮できるよう、自己の向上をめざします。一人ひとりが生涯を通じて学び続けることが生きがい（生きる目的）の一つとなり、生涯よろこびをもって学び続けることのできる社会をめざします。

《施策の体系》



1. 生涯学習を促進する

（今、求められていること）

自由な時間の増大、所得水準の向上、女性の社会参加などの社会状況を背景として生涯にわたって学習することへの意欲や需要が増大し、多様化しています。

「一人ひとりが生涯を通じて学ぶ」という生涯学習の考え方に基づき、すべての世代でそれぞれの学習ニーズに応じた学習機会の提供を行うことや、市民が自発的・自主的に多種多様な学習活動が展開できる基盤整備が求められています。

また、本市にはそれぞれに特色のある6つの大学や研究機関が存在しており、それらの持つ知識や技術の活用、学習機会を積極的に生かせる仕組みづくりが求められています。

（取り組みの方向）

すべての世代が生涯よろこびをもって学びつづけることのできる社会を進めるために、生涯学習の環境整備を進めます。

また、大学を活用した市民が自発的に学習活動を行える仕組みづくりを進め、市民の生涯学習を促進します。

- (1) 生涯学習の基盤を整備する
- (2) 地域に開かれた大学のあるまちをつくる
- (3) 市民の自発的な学習活動を促進する

2. 市民の情報活用能力を高める

（今、求められていること）

社会の多様化・高度化に伴いさまざまな情報が溢れています。また、労働時間の短縮等に伴い、市民の自由時間も増加しており、市民の情報に対する欲求は高まっています。このようなニーズに対応するには情報提供の基盤を整えるとともに、あふれる情報の中で、主体的に情報を読み解く力を含めた情報活用能力を高める仕組みづくりが求められています。

（取り組みの方向）

情報機能の充実を図り、市民の情報活用能力を高める仕組みづくりを進めます。

- (1) 図書等の多様な情報を提供する基盤を整備する
- (2) 市民の情報活用能力を高める
- (3) 消費者保護の充実を図り、主体的な消費者を育む



第3節 出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる

《基本方向》

芸術・文化、スポーツとの出会いの場をひろげ、数多くの人々が心通わせ、人の心を動かす文化が生まれ育つまちをつくります。また、歴史のなかで人々が作り出してきた文化、暮らしのなかに息づく文化を未来に伝えます。

《施策の体系》



1. 芸術・文化活動の活性化を図る

（今、求められていること）

自由時間の増加やライフスタイルの変化に伴い、市民は物質的な豊かさだけに限らない、広い意味での心の豊かさも希求しています。また、創造力豊かな人材を育むためにも、文化・芸術活動の充実が求められています。

また、市民の文化活動へのニーズも多様化しており、それらに応じた市民自らによる文化活動を振興することが求められています。

（取り組みの方向）

市民の自主的な文化活動の振興を進め、新たな文化づくりを進めます。

- (1) 市民の芸術・文化活動が活性化する基盤を整備する
- (2) 心動かす芸術・文化に接する機会を増やす
- (3) 市民の芸術・文化活動を促進する

2. 市民スポーツ活動の活性化を図る

（今、求められていること）

本市では、市民の健康・体力づくりと、より豊かな生活を営むため、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動の企画・推進を図るとともに、市民ニーズに対応した施設整備に取り組んできました。

社会の高度化・多様化に伴うストレスの増加などにより、市民の心身の健康維持や体力の向上につながるスポーツ・レクリエーション活動への欲求が高まっており、引き続き、市民スポーツ活動活性化のための基盤整備と活動の促進が必要です。

（取り組みの方向）

市民の自主的なスポーツ活動を促進するとともに、基盤整備を進め、スポーツ活動の活性化を図ります。

- (1) 市民のスポーツ活動が活性化する基盤を整備する
- (2) 市民のスポーツ活動を促進する

3. 文化財を保護し、伝統文化を継承する

（今、求められていること）

本市には、史跡・文化財や伝承文化などさまざまな文化資源が存在しています。

都市化の進展に伴い多くの伝統文化や文化財が失われていくなか、これら市民共有の文化資源を保存し後世に残すことが、ふるさと意識の醸成、文化の土台づくりといった点からも重要です。本市においては平成5年（1993年）に枚方市文化財保護条例を制定し、文化財保護の取り組みを進めています。

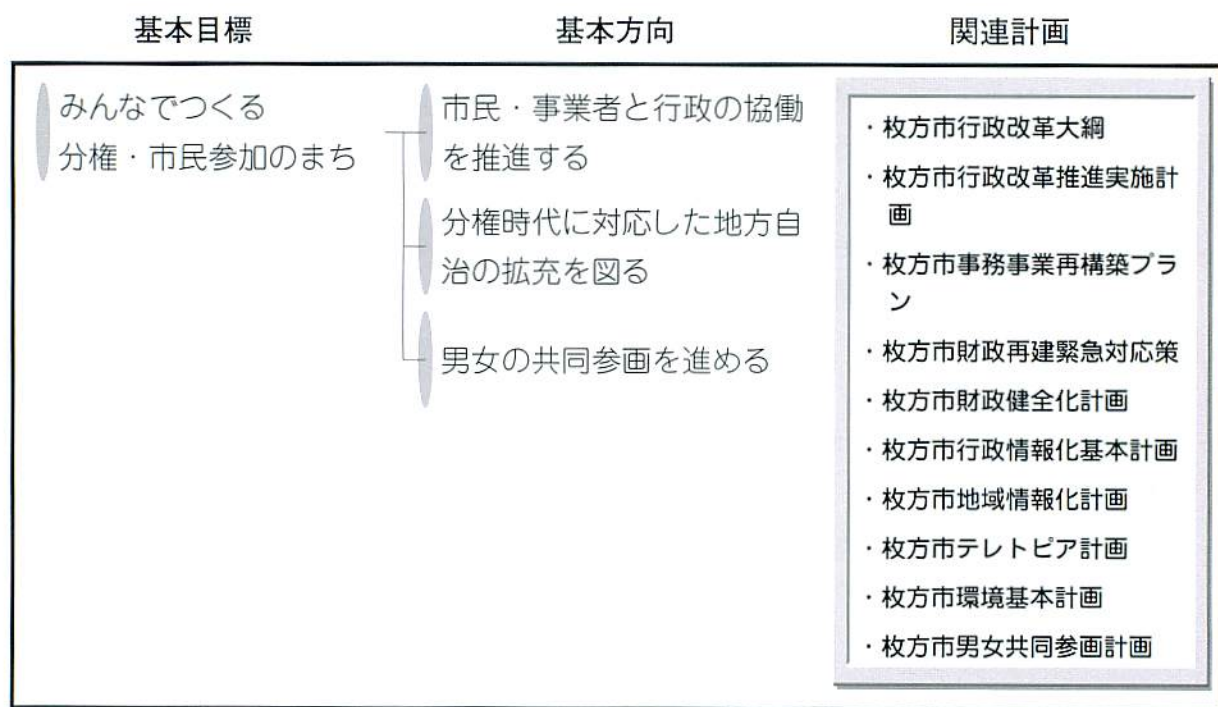
特に、大阪城と並ぶ国の特別史跡に指定されている百済寺跡や、同じく国の史跡である牧野車塚古墳を貴重な文化資源として保全し、後世に伝えることは私たちの責務であり、また、今後、その整備・活用が望まれています。

（取り組みの方向）

市内の文化財や伝統文化などを保護・保存し、後の世代に継承します。

- (1) 文化財の保護を進める
- (2) 伝統文化に親しむ基盤を整備し、継承を促進する

第6章 みんなでつくる分権・市民参加のまち

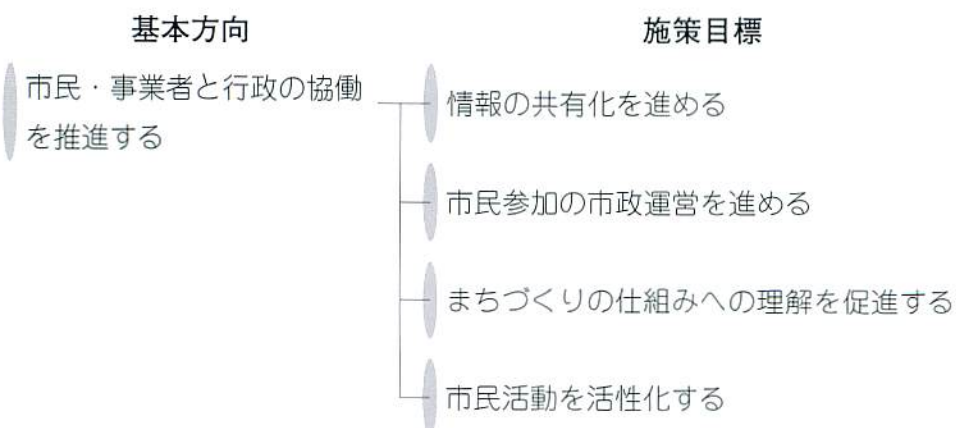


第1節 市民・事業者と行政の協働を推進する

《基本方向》

情報の共有と交流を進め、市民や事業者のまちづくりへの参加の仕組みやルールを確立し、市民・事業者と行政の協働を推進して自治の確立を図ります。

《施策の体系》



1. 情報の共有化を進める

（今、求められていること）

地方分権は、地方自治体とその住民による自己決定権の拡充をめざすものです。地域（市民・事業者と行政）において決定し（自己決定）、地域においてその責任も負う（自己責任）ことを前提とした新しいまちづくりの仕組みやルールづくりが求められています。

そのためには、徹底した情報の公開と共有が重要で、自らが行ったことに対して、誰もが正確な情報に基づき、その是非を確認することが必要です。

また、市民参加のまちづくりを進めるためには、行政のアカウンタビリティ（説明責任）能力を向上する必要があります。

（取り組みの方向）

市民・事業者と行政の協働によるまちづくりを推進するために、情報共有の基盤整備を進めます。

- (1) 行政情報の公開・提供を進める
- (2) 地域情報化を進めるための基盤を整備する

2. 市民参加の市政運営を進める

（今、求められていること）

市民意識が多様化し、社会参加意識が高まる中、さまざまな市民活動を通して市民のまちづくりに対する参加意識が高まっています。

市民・事業者と行政の協働を推進するには、市民や事業者が客体ではなく主体となって、行政とともにまちづくりのための政策形成や計画づくりへ関与・参加することを可能にすることが必要です。

（取り組みの方向）

まちづくりへの市民や事業者の参加を推進します。

- (1) 市民参加の仕組みや制度を整備する
- (2) 市民参加の機会を増やす。とりわけ、審議会・専門委員については、市民が委員として参画できる機会を増やす

3. まちづくりの仕組みへの理解を促進する

（今、求められていること）

まちづくりの課題には、集合住宅の管理運営にかかわるようなことから、地域におけるまち並みの保全や防災体制にかかわることまで、さまざまなものがあります。市民の熱意と発意をまちづくりにつなぐためには、何か問題が発生してから取り組みが始められるのではなく、まちづくりの仕組みや方法をあらかじめ知ることができる機会がさまざまな場面で用意されていることが大切です。そこで、学校教育や地域の場において、まちづくりに関する学習を強める必要があります。

（取り組みの方向）

まちづくりの仕組みや方法に関する学習機会を充実させ、まちづくりに対する市民の熱意と発意を具体的な活動につなげる。

- (1) まちづくりの仕組みや方法に関する学習機会を充実させる
- (2) 地域における課題別のまちづくり活動を促進する

4. 市民活動を活性化させる

（今、求められていること）

高齢社会の進展、経済活力の低下、多様化する市民ニーズへの行政対応の限界、企業活動に対する批判等、既存の社会体制への不安や批判が進むなかで、市民が自ら行動する市民活動は多くの関心を集め、活発な活動を展開するに至りました。

特に平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災では政府行政機関での対応の限界が認識され、あらためて市民活動の重要性が指摘されました。

地域主体のまちづくりを進めるためには、市民の知恵と活力を結集した市民活動は不可欠であり、市民の自主的活動を促進することが求められています。

（取り組みの方向）

地域主体のまちづくりを進めるために、市民の知恵と活力を結集した市民の自主的活動を活性化します。

- (1) NPO・ボランティアなどの市民活動を活性化する
- (2) 地域自治組織の組織化と活動を活性化する

第2節 分権時代に対応した地方自治の拡充を図る

《基本方向》

社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応し、また、生活者の視点に立った行政運営を行うため、「小さくても仕事のできる市役所」を確立し、分権時代に対応した地方自治の拡充を図ります。

また、現行の地方制度を越えた、より広域的な視点をもって、近隣の都市や府県と連携し、まちの将来像を展望します。

《施策の体系》



1. 自治体行政の能力向上を図る

（今、求められていること）

分権社会においては、地域社会の未来は自ら切りひらくことが求められており、行政を中心に、市民、事業者の積極的な参画によって、地域課題を解決するための政策形成能力を高める必要があります。

また、従来の行政運営には、施策の計画や実施のプロセスがあっても、施策の効果や政策目的の達成度合を評価するプロセスが制度として明確に確立できていませんでした。

しかし、今後、市民満足度の高い行政サービスの提供、地方分権への対応、効率的経営の視点による行政体制を確保し、総合的・計画的な行政を実現するためには、政策の進行管理・行政評価システムの確立による適切な事業の推進が必要です。

また、従来のような右肩上がりの税収等を期待できない今日の社会経済状況を踏まえれば、財務体質の改善や、より効率的な財政運営が必要で、中・長期的展望に立った財政計画に基づいた健全な財政運営を進めていくことが必要です。

そこで、評価を重視した行政管理運営に基づいて恒常的な行財政改革を進め、職員数や経費の投入が小さくても、市民の満足度を高める効率的な仕事のできる行政体制を確立し、健全な行財政構造を確立して、新たな課題への対応能力を維持することが求められています。

(取り組みの方向)

政策や事務事業を評価する仕組みづくりを行い、行政改革や健全な財政構造の確立により、分権時代に対応した自治体行政能力の向上を図ります。

- (1) 地域社会の未来を切りひらくことのできる政策形成能力を高める
- (2) 行政評価システムを確立し、適切な行政管理の仕組みをつくる
- (3) 行政改革を推進し、小さくても仕事のできる市役所を確立する
- (4) 健全な財政構造を確立する

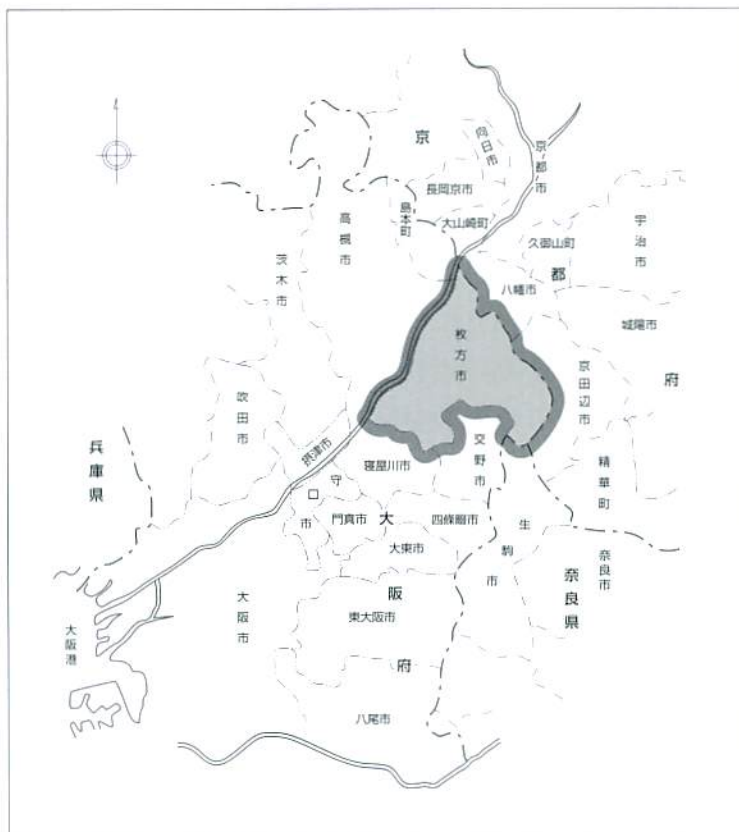
2. 広域的な自治体間の連携を強化する**(今、求められていること)**

環境問題のように地域を越えた問題の発生や人・物・情報の交流が促進されるなかで、将来にわたって魅力のある住み続けたいまちを創っていくためには、既存の地方制度の枠組みを越えて、より広域的な視点でまちの運営を考える必要があります、現在の市域や府県の制約を越えて、連携や協働の取り組みを積極的に展開する必要があります。

(取り組みの方向)

現行の地方制度を越えた、より広域的な視点をもって、近隣の都市や府県と連携を進めます。

- (1) 市域・府県を越えた新たな自治体の連携を強化する
- (2) 広域行政を推進する

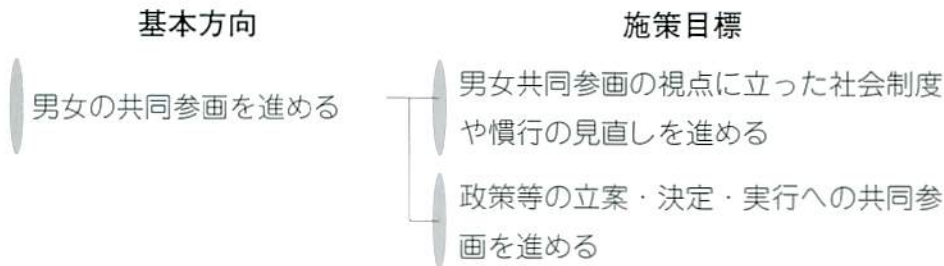


第3節 男女の共同参画を進める

《基本方向》

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、まちづくりなどを含めた、あらゆる社会活動に参画する機会を確保します。

《施策の体系》



1. 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを進める

（今、求められていること）

法制度上では男女平等のための整備が進んでいますが、「男性は仕事、女性は家庭と子育て」といった固定的な役割分担意識や社会制度・慣行が男女の社会活動に対する共同参画の妨げとなっていることは依然として多く、こうした意識や制度・慣行の点検や変革を進め、すべての場面で、男女が自らの選択により、共同して社会に参画できるようにする必要があります。

（取り組みの方向）

男女の共同参画を進めるため、行政政策や社会制度・慣行における不適切な性差の点検・是正を図ります。

- (1) 行政政策における不適切な性差の点検・是正を進める
- (2) 社会制度や慣行における不適切な性差の点検・是正を進める

2. 政策等の立案・決定・実行への共同参画を進める

（今、求められていること）

男女共同参画社会を形成するためには、行政や社会のあらゆる場面における政策等の立案・決定・実行への男女共同参画が重要です。これまで、行政が設置する審議会等において女性委員比率等の上昇などが図られてきましたが、政治、行政、企業組織、地域組織などにおける立案・決定・実行への男女の共同参画は、まだまだ不十分な状況にあります。

今後、あらゆる場面における政策等の立案・決定・実行への男女共同参画を進める必要があります。

（取り組みの方向）

あらゆる場面における政策の立案及び決定、実行への男女共同参画を進めます。

- (1) 行政における政策等の立案及び決定、実行への共同参画を進める
- (2) 社会のあらゆる分野における立案・決定・実行への共同参画を進める

